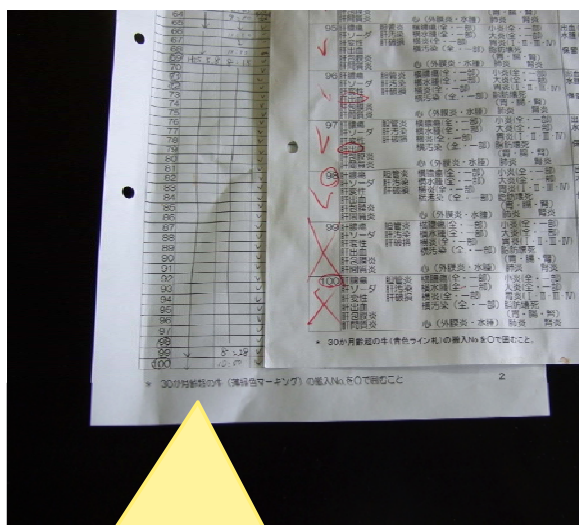
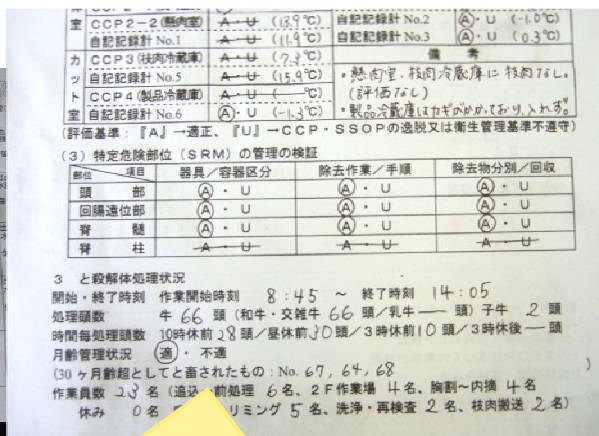


# 月齢区分に対する検査所の対応

## ○ 検査記録・検証記録



検査記録：30か月齢以上の牛のと畜番号を○で囲んであり、生体検査時の係留状況や内臓検査時の処理順の確認も行う。



検証記録：HACCP検証、衛生状況の確認の他、30か月齢以上の牛の区分処理状況、SRMの管理についても検証し、評価している。

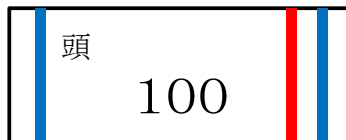


# 今後対応が必要なところ

## 1 BSEスクリーニング検査の対象月齢の牛を区分する。

30か月齢以上の中に新たな区分を設ける必要があり、マーキングも一部変更する必要がある。

たとえば



青ライン：SRM月齢区分  
赤ライン：BSEスクリーニング検査区分

## 2 せき柱を食用にする場合の取り扱い。



現在、G-1施設では、せき柱を食用に使用していないので、月齢区分が出来ているにもかかわらず、全てをSRMとして管理しているが、今後食用とする場合には、適切に取り扱うように指導する。



## さいごに

食肉衛生検査所では、健康な動物から安全な食肉を生産するために必要な、さまざまな業務を行っています。

BSE検査はそのうちの一つに過ぎません。

日本がBSEのリスクが無視できる国になり、今後も安心して牛肉を食べていただけるよう、G-1では、病原大腸菌O157をはじめとする病原細菌の汚染を防止する処理工程の管理をさらに強化していきます。

